

令和7年度 第15回政策会議・調整会議

<検討>

1	学校給食費無償化事業実施規則の制定について（食育推進課）			
	<概要> 令和8年4月からの中学生の学校給食費無償化を踏まえ、規則(章別構成)を制定する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①無償化事業は警報や学級閉鎖の給食の日数を考慮するが、給付事業はどうするのか。
→市の無償化事業の金額に準じて給付する。
- ②学級閉鎖はクラスごとで異なると思うが、給食提供日数はどうカウントするのか。
→全市的な対応である警報については無償化事業と同じ扱いとするが、個別で異なる学級閉鎖等は考慮しない。
- ③給付事業について、滞納者は対象外とするのか、滞納分に充当するのか？
→対象外とする。
- ④無償化事業について、給食の食材費は法令で保護者負担となっているが、この制度は負担金として学校給食会計に直接入れることになる。保護者へ渡しその後学校給食会計に入れる代わりに同意書を取って代理受領の形とするのか。
→代理受領の形を想定しているが、今後検討する。
- ⑤給付の支払期日は。
→年2回で、9月締め10月払いと3月締め4月払い。
- ⑥代理受領の同意書等について、他市の状況はどのようなか。
→現時点では同意書の文面までは確認できていないので今後確認する。
- ⑦要保護・準要保護受給者はどの程度いるのか。
→要保護は3名、準要保護は219名で計222名。
- ⑧申請忘れが想定されると思うが、申請のタイムリミットは。
→当初は5月中旬まで。給食の停止届等の状況を確認して随時受付する。市外通学の生徒は教育委員会で確認できるので、学校等への周知をしながら漏れのないように進めたい。年度内までを区切りとする。
- ⑨私立中へ周知するのか。
→周知する予定。基本的には把握できているが、インターナショナルスクール等は調査が必要。

【調整会議での主な意見】

- ①無償化対象外の者への補助は一般的な対応か。給付費ということは補助金ということか。
→給食を摂っていない者への対応は各市で異なる。本市では、私立中学校、長期欠席生徒、アレルギー等で給食を摂らない者等も昼食は摂ることから対象とする。安城市等は市内給食の提供がなくとも対象としている。今後、方向性によっては国からの負担金・補助金等で財源をまかなうことは考えられる。また、給付金か補助金かについても、各市で対応は異なるが、本市では給付金として行う
- ②実際には給食の提供を受けていない長期欠席等への給付について、振込手数料分を差し引く等の考えはあるか。
→振込手数料は公費負担にて対応する。
- ③給食提供日数の確定はどうやって決めるのか。
→基本的には205日と決まっているが、土日祝や警報等による休校により減るものを計算し決定する。
- ④市外生徒で市の給食提供日数と異なる場合があると思うが、市と同日数で支払うのか。
→市の基準で支払う。
- ⑤給付事業では給食費の滞納者は除くとあるが、無償化事業では滞納者も対象とするのか。
→現在は給食停止届提出者で市外に通う生徒の滞納している人は0。今後発生の場合は対象外とする。無償化事業では滞納者も対象とする。
- ⑥滞納整理と無償化は並行して行うのか。
→並行して行う。物価高騰分の15円上乗せも滞納者を含めて対象としており、同様に対応する。

⑦規則の中に 360 円という規定は入るのか。

→常に金額の変動が想定されることもあり、入れない。

⑧給食費が税負担になることについて、生徒への指導は行うのか。

→無償化に当たりそういった議論はあった。食育に関する指導は今後も引き続き行っていく。

⑨金額は「予算に定める額」として規則に定めるのか。

→お見込みのとおり。給食費は即時に引き上げるものではなく、各所で議論の上で決定される。

⑩給食に係る費用は、設備投資や人件費等を考慮するともっと高額となる。

2	多治見市公園整備・再編計画の策定について（緑化公園課）			
	＜概要＞ 本市の管理する公園について、魅力の向上（公園のリニューアル）や維持管理の効率化（小規模公園の統廃合など）を計画的に実施することを目的とした「多治見市公園整備・再編計画」を策定する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①全体事業費の規模を示した上で財源が分かるように明記してほしい。

②利用者数が著しく少ないときに地元の同意は必須か。

→必須。地元の反対を押し切って無理に進めるものではない。

③長寿命化について社会資本整備総合交付金を使っているが、道路事業の交付状況は厳しい。公園事業はどうか。

→長寿命化は事業費ベースで年 4,000 万円分を行うとしている。R 6 年度まで交付金は満額交付されていたが、R 7 年度は 500 万円カットされた。

④地元へ愛護会の設置の働きかけは行っているか。

→愛護会の設置への働きかけについて、新設の公園は行っている。既存の公園も機会があれば行っている。

④こども子育て事業債は R 10 年度までとなっているので、今後の動向を見つつ進めることとしているという理解でよいか。

→お見込みのとおり。

【調整会議での主な意見】

①公園が使われない理由は少子化によるものだけではないと思うので、利用状況を聞きながら決めていくとよいと思う。

②児童遊園・その他公園の転用はどういったイメージか。また、集約化・転用・廃止を計画する 33 箇所は現実的な数値か。

→隣接する集会所用地との一体利用、売却、廃止を想定。33 箇所は簡単な目標ではないが、先を見据えると必要な数値。

③廃止後の転用の方針も決めて進めていくべき。

→お見込みのとおり。今年廃止した 4 つのうち、2 つは廃止までとなっているが、残りは集会所用地、売却に向け総務課への移管を行っている。

④以前の政策会議に付議された公園整備の案件と内容は同様か。考え方は変わっていないのか。

→その際に付議したのは土地開発基準による公園整備の要否の範囲を変更したもの。考え方としては変わっておらず、計画書として整えるもの。

3	自主防災組織支援事業補助金の見直しについて（危機管理課）			
	＜概要＞ （１）R 7 終了の標記補助金を継続する。早期申請を促すため、3 年間（R 10 まで）の期限付きとする。 （２）申請増や防災訓練実施を促す補助制度となるよう、補助メニューの一部を見直す。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①防災資機材について、倉庫の設置はケースによって固定資産税がかかる場合もあるため、その旨周知すること。

②他市の事例の中で、可児市は防災士の資格取得が対象となっているが、本市の制度では含んでいるのか。
→他の補助制度があるので本制度には含まれていない。

【調整会議での主な意見】

- ①制度変更すると予算規模はどのようなか。
→現在予算の240万円の範囲内で対応。
- ②可児市は予算額が大きいとその理由は。
→需要が大きいこと、回数に定めがないこと等が挙げられる。
- ③防災訓練の消耗品購入費について、訓練費用の全てを対象とすることでどう変わるのか。
→防災訓練に係る講師派遣等も対象となる。
- ④申請回数制限の撤廃について教えてほしい。
→これまでは制度期間内に1回だったものが年1回となった。
- ⑤早期に取り組んだ団体よりも補助が手厚くなることについてはどのような考えか。
→まだ取り組みのない団体をより促進するものとし、既に取り組んでいる団体についても継続してもらいたい。
- ⑦市議会からの継続要望によるものは市議会ではなく、市議会議員ではないか。
→お見込みのとおり。
- ⑧防災資機材購入費について、利用する資金力がない団体へのフォローはどう考えるか。
→既に防災倉庫には必要最低限は確保しているため、それ以上の装備を希望する団体への補助となる。

4	第6次定員適正化計画の策定について（人事課）			
	＜概要＞ 令和6年度中の議論及び各課協議を踏まえて、第6次定員適正化計画をまとめたので、ご確認いただく。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①技術職の管理職ポストが減るように見えるが、異なるという理解でよいのか。
→お見込みのとおり。職種に関わらず管理職が減ること。
- ②現状では、前倒し採用の職員は育休職員への代替という形になっているのか。
→育休を取得する職員が年平均12名程度のため、机上ではそのようになっているが、今後も常にその半数は任期付き職員として残ると想定。財務条例への影響を考慮した試算の中では、12名中6名は育休職員への代替、6名は総合計画や給付金事務等のプロジェクトへの配置としている。
- ③前倒し採用による単純な人件費増と捉えられないように、育休職員の代替等も含め適材適所で職員配置をしており、純増を抑制していることをしっかり説明すること。
- ④職員全体で何人いるのか。
→会計年度職員を含め約1,500名程度。
- ⑤採用を見送ると、いずれ年齢構成が歪になることが見込まれるので、先を見据えるとコンスタントな採用が必要だと思う。
- ⑥新庁舎のIT化やコンビニ交付等の状況を考慮して、R12以降の採用数を減らすことも手法の一つと考える。
- ⑦他市や他業種も大量退職の課題を抱えているのか。
→多くの自治体、企業がバブル期に大量採用をしているので多くの団体が同様の状況。ただし、業種によっては人員減が可能となっているものもあるが、市役所では現状も削減は困難な状況。他市では余裕を持った採用をすることで育休職員の代替職員を採用しないケースや、職員の年齢構成が本市と異なり大量退職が発生しないケースもある。

【調整会議での主な意見】

- ①技能労務職について、校務員の減は定年不補充という理解でよいのか。
→お見込みのとおり。
- ②学校の調理員の減数はどう影響するのか。

→幼保の調理員と調整する。

③職員の加配の状況は各部で理解しているのか

→人員配置ヒアリングで説明している。対象課長にも伝えていく。

④定年延長や早期退職への対応は柔軟に対応されるのか。

→状況に応じ対応したい。

5	【調整会議のみ】財政判断指標の基準値及び目標値の見直しについて（財政課）			
	＜概要＞ （１）経常経費増加の影響を特に受ける経費硬直率及び経常収支比率について、目標値及び基準値を変更する。 （２）今回の見直しは令和８年度及び９年度予算・決算と予算に併せて作成する中期財政計画に適用し、次期市長任期第１年度である令和９年度に令和１０年度から１３年度までの適用分の見直しを行う。			
	政策会議	－	調整会議	了承

【調整会議での主な意見】

①基準の変更は正しい対応なのか。財政非常事態宣言を出すことを避けるための対応となっていないか。

→外的要因による社会経済情勢の大幅な変化への対応。基準値を超えた予算案を作成した場合、財政非常事態宣言を出す必要があるが、市民サービスを抑制することは避けたい。

②財務条例の改正、経費硬直率や経常収支比率等を考慮しない等のドラスティックな対応が必要ではないか。

→財政規律を維持するため、引き続き、財政判断指標は活用する。

③経常収支比率の基準を引上げ、指数が上がることにより道路改良等の投資にまわせる財源は減る。それに対応できる説明が必要。

<報告>

6	多治見市火災予防条例の一部改正について（予防課）			
	＜概要＞ 総務省消防庁から「火災予防条例（例）の一部改正について」の通知があり（予定含む）、１２月議会において多治見市火災予防条例（昭和４８年条例第２８号）の一部を改正する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①林野火災注意報は発令か、発表か。

→発令である。

②注意報を発令するのはだれか。

→市長である。

【調整会議での主な意見】

①サウナ設備はストーブから離れた場所に設置しないといけないのか？

→お見込みのとおり。

②民泊施設でのバレル型サウナの設置は届出の対象か。

→個人使用以外であれば届出の対象。

③火の使用制限については市内全域が対象となるのか。

→お見込みのとおり。

④発令基準は現行から拡大するのか。

→拡大する。

⑤罰則を定めることについて検察庁協議は行っているか。

→罰則は法によるもののため、協議は不要。

7	多治見市火入れに関する条例の一部改正について（農林課）			
	<概要> 各地で林野火災が相次いだことに伴い、消防庁・林野庁から林野火災注意報等が創設（R7. 8. 29 消防予第 383 号）されたことを受けて、多治見市火入れに関する条例の一部を改正する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

8	多治見市営住宅管理条例の一部改正について（建築住宅課）			
	<概要> 市営住宅用の用途廃止のため、市営住宅管理条例の一部を改正する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①資料内の高根団地はまもなく空きになるのか。

→お見込みのとおり。現在退去手続き中である。

②その後は跡地活用の検討を進めること。

【調整会議での主な意見】－

9	多治見都市計画自由通路の変更について（新庁舎建設事務局・都市政策課）			
	<概要> 新庁舎の建設に伴い、来庁者の利便性確保及び駅南北の連携を更に広げるため、多治見駅南北連絡線の都市計画変更を行う。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①都市計画変更をしないと工事ができないのか。

→工事ができないわけではないが、都計法第 53 条の許可が必要となる。

【調整会議での主な意見】－

10	令和 7 年度上半期カイゼン及び職員提案の取組状況について（企画政策課）			
	<概要> 令和 7 年度上半期における各課のカイゼン及び職員提案の取組状況を中間報告するとともに、下半期のカイゼンの取組方針とスケジュールを周知する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①職員提案 3 件への対応について補足はあるか。

→「朝礼の廃止」は各職場任意のもののため廃止はしない。「職員提案廃止」は、職員の意思表示の場であること等から廃止はしない。「窓口時間の変更」は既に第 10 次行政改革大綱の取組事業として掲げられているため、職員提案としては採用しないこととした。

②市役所全体として前向きにカイゼンに取り組むこと。

③全般でカイゼンを募集するのではなく、コスト削減や業務効率化等の目的を 1 つ定めた形か、目的ごとの評価としてはどうか。目的が異なると同列に評価することは難しい。

④この制度は形骸化している。カイゼンとはそもそも日々考えるものであるため、年に 2 度決まった時期に報告するのではなく、カイゼンにつながった事例があれば都度報告する形にしてはどうか。

⑤日常的にカイゼンをしている部署にとっては、都度提出することは手間である。

→カイゼンや職員提案を募り共有することは大切であり、現行の制度を継続する。

【調整会議での主な意見】－

11	企業版ふるさと納税獲得作戦取組（報告）及び下半期取組（依頼）（企画政策課）			
	<概要> （１）企業版ふるさと納税について、前期末時点での取組・獲得状況を報告する。 （２）下半期特に 11 月の取組として、各部課による企業訪問により、企業版ふるさと納税による企業メリットの紹介、訪問先企業の地域貢献や寄附に対する関心度などの把握をお願いする。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①税制度はチラシのみでは説明が難しい場合もある。企画政策課でフォローするので相談してほしい。
②寄附金の繰越はできるのか。
→説明できる理由があれば制度として可能。

【調整会議での主な意見】

- ①各課アプローチの企業は、今後、各課へ案内されるのか。
→お見込みのとおり。
②こういった内容の報告が必要か。
→相手先の感触や関心を報告してほしい。

<周知>

12	多治見で働こフェスの開催について（商工観光課）			
	<概要> 多治見で働こフェス（合同企業説明会）を開催する。 【日 時】 11 月 1 日（土） 13：00～16：30 【場 所】 産業文化センター 5 階 大ホール 【主 催】 多治見商工会議所（共催：多治見市） 【参加企業】 22 社（10 月 3 日現在）			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

13	管理職昇任試験の実施について（人事課）			
	<概要> 令和 7 年度多治見市職員管理職昇任試験を実施する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

14	令和 7 年度職員採用試験（11 月試験）の実施について（人事課）			
	<概要> 令和 7 年度職員採用試験（11 月試験）の実施について周知する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

- ①職務経験 3 年以上は以前から同様か。
→同様。
②対象年齢の拡大を検討してほしい。